

訪問看護利用料

(3)精神科訪問看護に係る利用料について

精神衛生法により病院及び薬局、訪問看護ステーション合わせて自己負担限度額証明書に表示されている2,500円、5,000円、10,000円、20,000円のいずれかの金額以上の自己負担の請求はありません。

(4)介護保険での定期巡回・随時対応型サービスにおける基本利用料金

	自己負担1割の方	自己負担2割の方
要介護1	3,141円	6,281円
要介護2	3,141円	6,281円
要介護3	3,141円	6,281円
要介護4	3,141円	6,281円
要介護5	3,997円	7,993円

● 上記の他、1ヶ月当たり下記の料金がかかります。

	自己負担1割の方	自己負担2割の方
訪問看護提供サービス加算	54円	107円
緊急時訪問加算	578円	1,156円
初回加算	321円	642円
退所時共同指導加算	642円	1,284円
看護・介護職員連携強化加算	268円	268円
特別管理加算Ⅰ ※1	535円	1,070円
特別管理加算Ⅱ ※2	268円	535円
ターミナルケア加算	2,140円	4,280円
月の途中で医療保険に変更した場合(1日につき)	104円	208円

※1 特別管理加算Ⅰ →介護保険基本利用料に準ずる

※2 特別管理加算Ⅱ →介護保険基本利用料に準ずる